

別紙標準様式（第 6 条関係）

会 議 録

会議の名称	第 1 回 枚方市立総合福祉会館 ESCO 事業者選定審査会	
開催日時	令和 6 年 7 月 1 1 日（木）	開始時刻 1 5 時 0 8 分 終了時刻 1 6 時 0 9 分
開催場所	庁舎別館 4 階 第 3 ・ 第 4 委員会室	
出席者	会長：都築和代委員、副会長：大橋巧委員 委員：奥田善朗委員、岸田陽子委員、松尾博司委員	
欠席者	なし	
案 件 名	1. 会長及び副会長の選任 2. 諮問 3. 審査会の運営について 4. 審査項目等について 5. その他	
提出された資料等の 名称	資料 1 枚方市立総合福祉会館 ESCO 事業 提案募集要項（案） 資料 2－1 枚方市立総合福祉会館 ESCO 事業 提案審査要領（案） 資料 2－2 ESCO 提案審査評価項目 配点比較 資料 3 枚方市立総合福祉会館 ESCO 事業 提出書類様式（案） 参考資料 1 諮問書（写） 参考資料 2 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程（抜粋） 参考資料 3 枚方市情報公開条例（抜粋） 参考資料 4 枚方市立総合福祉会館 ESCO 事業の概要について 参考資料 5 枚方市立総合福祉会館 ESCO 事業者選定審査会 スケジュール 参考資料 6 他自治体 ESCO 事業 配点割合の状況	
決 定 事 項	・ 都築委員が会長に、大橋委員が副会長に選任された。 ・ 本審議会は非公開とする。 ・ 会議録は会長、副会長及び委員の区分で作成し、公表とする。ただし、公表方法は、会議の終了後に非公開情報の有無を精査し、公表の時期については、事業者が選定された後、公表する。 ・ 応募者が 1 者の場合、満点となる項目を除いた部分（審査項目 3 及び 7 から 15）の点数が 6 割以上を可否の判定基準とすることとし、募集要項に明記する。 ・ 評価項目の配点比率は資料 2－2 の B 案とする。 ・ 審査において、各項目の点数は委員の合議で決定する。	
会議の公開、非公開の 別	非公開 枚方市情報公開条例第 5 条第 3 号及び第 6 号に該当するため。	

及び非公開の理由	
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	事業者選定後に公表
傍聴者の数	1 人
所管部署 (事務局)	健康福祉部 健康福祉政策課 都市整備部 施設計画課 施設整備課

審 議 内 容	
<開会> 事務局： 皆様お揃いですので始めさせていただきます。第1回枚方市立総合福祉会館 ESCO 事業者選定委員会を開催いたします。本日は、委員の皆様、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 私は、事務局を担当させていただきます、健康福祉部健康福祉政策課の廣田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。会長と副会長の選任、諮問までの間、事務局で進行を務めさせていただきます。また、本日の会議録作成にあたりまして、会議内容を録音させていただいておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。 また、本会の公開、非公開の決定については、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程第3条により原則公開としており、また同条第2項により、非公開とするときは審議会がその決定をするものとされております。また同条第4項の規定により、当該決定が行われるまで公開としなければならないとなっております。 次に、本日は会議を傍聴される方が1名おられますので、入場させていただきます。ここで傍聴される方にお願いがございます。お手元の傍聴要領にもございますように、本審査会では円滑な議事進行を行うため、拍手、発言、私語などは一切禁じております。携帯電話につきましても、電源を切るか、マナーモードにいただき、録音、撮影等はしないようお願いいたします。なお、遵守されない場合は退場いただくこともございますので、よろしくお願いいたします。傍聴される方へのお願いは以上でございます。 それでは、審査会の開催にあたりまして、健康福祉部長の林から開会の挨拶をさせていただきます。 事務局： ～挨拶（健康福祉部長 林）～ 事務局： 続きまして、審査会の委員の皆様方をご紹介します。 ・摂南大学 理工学部 住環境デザイン学科 教授の大橋 巧委員でございます。 ・奥田公認会計士・税理士事務所の奥田 善朗委員でございます。 ・大谷・岸田法律事務所 弁護士の岸田 陽子委員でございます。 ・関西大学 環境都市工学部 建築学科教授の都築 和代委員でございます。 ・大阪府都市整備部 住宅建築局 公共建築室設備課 課長の松尾 博司委員でございます。 以上、5名の委員の皆様で、枚方市立総合福祉会館 ESCO 事業者選定審査を行っていただきます。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。	

また、本日は全委員ご出席いただいておりますので、枚方市附属機関条例第5条第2項の規定に基づき、この審査会が成立していることをご報告いたします。

本日出席の事務局の担当者については、お手元の別途資料のとおりでございますので、ご確認ください。

< 1. 会長及び副会長の選任 >

事務局： 次に、審査会の会長及び副会長の選任をお願いしたいと思います。この審査会の設置根拠である枚方市附属機関条例第4条において、「会長及び副会長を置く」こととしており、その選任につきましては、委員の互選によるとされています。ご推薦などはございますか。

委員： 事務局にご提案があれば、一任してはどうでしょうか。

事務局： それでは事務局よりご提案させていただきます。今回の審査会では、福祉避難所に指定されている施設の省エネ化を目的とする本事業の事業者を選定するにあたりまして、避難所の温熱環境を研究テーマの一つとされている都築委員に会長をお願いしてはどうかと考えております。

また、副会長には、他市においても ESCO 事業に係る事業者選定審査の経験をされている大橋委員をお願いしてはどうかと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

委員一同： 異議なし。

事務局： ご異議がないようですので、都築委員が会長に、大橋委員が副会長に選任されました。恐縮ですが、都築会長、大橋副会長、お席の移動をお願いします。

それでは、都築会長より、会長就任のご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長： ～会長挨拶～

事務局： ありがとうございます。続きまして大橋副会長より、副会長就任のご挨拶をいただきたいと思います。

会長： ～副会長挨拶～

< 2. 諮問 >

事務局： ありがとうございます。それでは、審査会への諮問をさせていただきます。

諮問につきましては、健康福祉部長の林から都築会長に諮問書をお渡しいたします。委員の皆様におかれましては、参考資料1の諮問書（写）をご覧ください。それでは、都築会長、林部長の移動をお願いいたします。

なお、今後、審査会の開催状況を本市ホームページに掲載するため、記録として撮影させていただきます。ご協力をよろしくお願いいたします。

事務局： ～諮問書の朗読（健康福祉部長 林）～

事務局： ありがとうございます。それでは、お席にお戻りください。
 それでは、これからの進行につきましては、都築会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

会長： それでは、１６時半終了予定としておりますので、スムーズな議事の進行にご協力のほど、よろしくお願いいたします。まず事務局より、資料の確認をお願いいたします。

事務局： 資料の確認をさせていただきます。資料の説明は、タブレットを利用してご説明をさせていただきますが、紙資料も用意しております。先ほどの諮問書（写）が入っております紙ファイルに、資料１から資料３までございます。また参考資料として１から６までございます。

 傍聴に来られている方の資料は、参考資料１から３を配布しております。本日の審査会の公開・非公開が決定するまでの資料となっておりますので、ご理解をお願いいたします。なお、本資料はお持ち帰りできない資料となっておりますので、併せてよろしくお願いいたします。

 こちらの資料の過不足等はございませんでしょうか。それでは資料の確認は以上でございます。よろしくお願いします。

< ３．審査会の運営について >

会長： 次に「審査会の運営について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局： 「審査会の運営について」ご説明いたします。ここでは、今後、審査会を進めるに際して、会議の公開・非公開、会議録の作成や公開時期の２点について決定していただきたいと思います。

 まず、１点目の会議の公開・非公開についてご説明いたします。参考資料３をご覧ください。枚方市情報公開条例の第５条の３号、６号として非公開情報にあたるものを抜粋し示しております。本日の第１回審査会は、事業者を公募する際の情報である提案募集要項（案）等をご審議いただくため、「６号の特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められること」に該当すると考えております。また、第２回及び第３回審査会では、提案いただく民間ノウハウ等に関する情報が「３号の法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」に該当するものとして非公開とすることが望ましいと考えております。

 よって、事務局案としましては、本審査会は、先の理由からすべて非公開とすることが望ましいと考えております。

 次に、２点目の会議録の作成や公表時期についてご説明します。参考資料２の２ページ目をご覧ください。会議録の作成については、第６条第４項に定めがあり、審議の経過が分かるように発言内容を明確にして記載することになっています。

 また、作成した会議録については、第７条第１項のとおり「会議録は公表とする。ただし、第３条第１項各号のいずれかに該当した場合の会議の会議録は、非公表とするこ

とができる」となっていますが、事務局としましては、議事録は公表と考えております。理由としましては、会議録については原則公表とされており、本市の運用基準として、「非公開の会議においては、会議の終了後に非公開情報の有無を精査した上で会議録の公表方法、部分公表などについて判断すること」とあるためです。

以上のことから、会議録は公表とし、ご発言は会長、副会長および委員の区分とし、作成させていただきたいと考えています。

また、公表方法は、会議の終了後に非公開情報の有無を精査していただいた上で、公表の時期については、事業者が選定された後、公表することが望ましいと考えております。事務局からの説明は以上です。

会長： ただいま「審査会の運営」について、事務局から説明がありました。１点目の「会議の公開・非公開について」ですが、本審査会はすべて非公開とすることとする事務局案について何かご意見・ご質問等がありますでしょうか。

委員一同： 特になし。

会長： それでは、ご意見等がないようですので、本審査会は非公開と決定します。傍聴されている方は、恐れ入りますがご退室をお願いいたします。

次に、２点目の「会議録の作成、公表及び公表の時期」につきましては、「会議録は会長、副会長及び委員の区分で作成し、公表とする。ただし、公表方法は、会議の終了後に非公開情報の有無を精査し、公表の時期については、事業者が選定された後、公表」とする事務局案について、何かご意見・ご質問等がありますか。

委員一同： 特になし。

会長： ご意見ないようですので、「会議録は会長、副会長及び委員の区分で作成し、公表とする。ただし、公表方法は、会議の終了後に非公開情報の有無を精査し、公表の時期については、事業者が選定された後、公表する」ことといたします。

< ４．審査項目等について >

会長： 次に、「審査項目等について」を議題とします。まず、事務局から、資料１の「提案募集要項（案）」の説明をお願いします。委員の皆様においては、各資料案については事前にご覧いただいておりますので、説明は要点を絞ってお願いします。

事務局： ～資料の説明～

会長： ただいま説明のありました資料について、ご意見・質問等がありますでしょうか。

会長： １６ページ目の７．５の（２）①の３行目に「本市から提供される光熱水費単価」とございます。今、氷蓄熱が入っていますが、改修後はヒートポンプチラーに変えるという前提かと思えます。単価自体は氷蓄熱が外れたときの契約メニューをイメージした単価をご用意されるということですか。

事務局： ご説明させていただきます。氷蓄熱につきましては、今は氷の深夜電力割引が無くなっておりまして、基本的には普通の電力体系ということで、それを最新のものとご提示するということです。

会長： 分かりました。
 あともう1点、少し細かい点なのですが、27ページの11.2⑦に表がございますが、都市ガスの一次エネルギーの分母が Nm^3 となっている一方で、 CO_2 の分母が m^3 と単位が異なるので、統一された方が良いのではないのでしょうか。実際には5%ぐらい誤差が出ると思うのですが、事業者の間で認識の違いによって、少し差が出る恐れもあるかと思うので、どちらかに統一されるとよろしいのではないのでしょうか。

事務局： 承知しました。ありがとうございます。

会長： ほかにはいかがでしょうか。

委員： 確認なのですが、3ページの2.6 事業の要件のところと、12ページの(11)、数字がまだ入っていないのですが、入ってなくても大丈夫なのですか。

事務局： こちらにつきましては、額を記載した後に公表させていただきます。本日の審査会の審議の中で、こちらの額についてのご意見をいただくものではないと考えましたので、あえて記載しておりません。

委員： 今回改修する機器の中に、高効率の変圧器を入れるという話があったかと思うのですが、最近の高効率変圧器は非常に寸法が大きくなっています。置き換えが可能なのか、もし難しければ高効率でないものも認めてあげないと、設置ができないことになりそうです。その辺りはどのようにお考えでしょうか。

事務局： メーカーによるかもしれませんが、高効率であっても省スペースというものがあるようなので、スペース的には問題ないと思っております。

委員： 分かりました。

会長： ほかにはいかがでしょうか。

委員： 12ページの(13)のところで「重要な項目が満足できなかった場合」と記載がありますが、この重要な項目というものを既に決めておられるのですか。

事務局： こちらにつきましては、具体的に項目を定めている訳ではありませんが、事業者の提案で、明らかに要件を満たさないものが出てきた場合、項目に定めのないようなものを省けるように記載をしています。

委員：	分かりました。
会長：	単位の修正をしていただく以外に、何か加筆など修正すべき点は特になかったということでしょうか。
会長：	では続きまして、資料２－１の「提案審査要領(案)」及び資料２－２の「ESCO 提案審査評価項目 配点比較」、資料３の「提出書類様式(案)」について事務局から説明をお願いします。
事務局：	～資料の説明～
会長：	ありがとうございます。ただいま説明のありました資料について、ご審議をお願いします。
委員：	確認ですが、審査要領の３ページ目 ３．（３）その他で、「応募者が１者の場合の審査方法等については、選定委員会において決定する」というのは、もし１者であった場合、その場で決定するという理解で良いですか。
事務局：	１者の場合につきましては、第２回プレゼンテーション審査の前に、１者の場合の選定方法についてご審議をいただき、決定した上でプレゼンテーションを実施するという流れで検討しております。
委員：	もし１者であった場合、客観点の部分が満点になると思うのですが、その部分が満点ではおかしいのではないか、という意味でしょうか。
事務局：	１者の場合は、環境項目並びに財政項目につきましては、満点になってしまいますので、こちらの配点方法についてご審議をいただきたいと考えております。
委員：	分かりました。
委員：	同じ質問ですが、審査方法の前提としては、最優秀提案者と優秀提案者を選定するというのが今回の趣旨です。例えば、技術点で６割を下回るような、あまり適切でない提案が出た場合には、足切りのような判断も有りという前提も含めて、それを決めるという理解でよろしいですか。
事務局：	はい、そのとおりです。審査方法等については、選定審査会において決定するとさせていただいておりまして、この「等」というところで、配点の割合等も含めてご審議いただくということを考えております。
委員：	はい、ありがとうございます。
委員：	この内容で公募していく訳ですが、公募した後でルールを変えるのはよろしくない

思います。今決めないといけなくて、後で決めるというのは、後出しじゃんけんのようになりませんか。

例えば、1 者の場合はこうするというようなことを記載しておかないと、今のままだと 1 者だろうが 2 者だろうが、この計算式に当てはめて自動で計算をするので、満点にしかならない。もし仮に 1 者の場合であつたら、こういう計算方法にしますということまで決めておかないといけないと思います。

事務局：事務局で考えている案としましては、1 者の場合は、環境と財政の項目については満点になりますので、満点となる項目を除いた部分で 6 割以上というところを、審査会で決定していただくことを想定しております。

委員：具体的に言うと、3 番と 7 番から 15 番で、6 割を切ったら不適格というような判断ということですか。

事務局：そういうことです。

委員：では、そういうことをしますよというルールを記載しておいた方が良いのかなと思います。最初からこの段階で、「もし 1 者の場合は、項目はこれとこれで何点、最低点は幾ら以上とする」というような文言を追加しておかないと、後からルールがいきなり現れるのはおかしいと感じるので、文言を追加してはいかがでしょうか。

事務局：承知いたしました。分かるように記載させていただきます。

事務局：記載内容として 1 者の場合、3 番及び 7 番以降の項目での点数が 60% ということで、ご承認いただいてもよろしいですか。

委員一同：異議なし。

会長：配点に関してはこのままでよろしいですか。別途案件ですか。

事務局：配点に関してはまだこのままで、1 者の場合の取扱いを明記することとします。

委員：細かい文章を入れていただいたら、都築会長に見ていただいて、最終的な了解をいただいたら良いと思います。

会長：では、1 者の場合の加筆をしていただくということをお願いします。それ以外についてはいかがでしょうか。

委員：資料 2-2 については、今から話し合いをさせていただいてよろしいですか。
私はこれまでに大阪府で ESCO 事業をやってきており、様々な市町村の委員もやってきた経験上、財政点というのは、大阪府も含めどこの市町村も重要であることは理解しています。ただ、財政点をあまり多くすると、入札に近くなってきて、お金では見られな

いような部分が軽んじられてしまうところがあります。安全性とか、品質の確保とか、そういった数値評価に出ないものを軽んじる傾向が出てくるかもしれない。

安全性や、その他様々な良い提案をしようとする、当然お金が掛かり、財政はマイナスになります。だから財政に引っ張られると、技術的なところはマイナス方向にしか働きません。つまり、結果的にはあまり良くない提案になりがちだという印象です。

参考資料6を見ていただきますと、大阪府が最近実施した ESCO 事業は、環境19%、財政19%、技術62%となっています。大阪市は、環境28%、財政18%、技術53%。吹田市の ESCO 事業は、環境18%、財政24%、技術58%。河内長野市の ESCO 事業はたくさんの庁舎をまとめて一括した事業ですけれども、環境25%、財政25%、技術50%。それから守口市の庁舎省エネルギー改修事業は、これもすごい金額のものでしたけれども、環境27%、財政27%、技術46%という形になっております。

この環境点というのは、環境と言いながら、実は省エネルギーの項目を指していて、省エネルギーが良くなれば、ランニングコストに掛かってくる。環境は財政と一蓮托生な部分があって、A案の財政50%は、環境点と足し算状態になると理解し、環境15%、財政50%の合計65%について事業者が提案した数値により自動的に点数評価されます。要は、安くすることだけに特化すると、ほとんどそれだけで決まってしまう。

今までやってきた考え方では、財政と環境を合わせてちょうど50%、その考え方であれば、ほかの技術的な部分とのバランスが良いのかなと思います。お金に関するところが50%、お金ではないところが50%で、それぞれ半々で見えていますよというのが、今までやってきて、また、それでやっているところも多いし、それで上手くいつてきた結果でもあります。極端にバランスを変えるのは、リスクがあると考えます。

ということで、私は、今までのやり方と同様のB案の方が良いと思います。

委員： 私も全く同じ意見で、そもそも ESCO 事業は省エネルギー量を保証し、計算の根拠が妥当であるというのが、ESCO をやる上での大前提だと思っています。

9番に、省エネルギー量などの算出根拠に妥当性があるかどうかを判断する項目がありますが、そういう意味でA案ですと、点数的には1000点中50点しかないという状況ですので、この辺を鑑みても、B案の方が妥当なのかなという判断でおります。

事務局： 本市の他事業で、DBO事業の総合評価一般競争入札の配点割合が5対5になっており、そちらとの整合の取り方ですが、この環境項目は光熱水費の削減にもつながるので、環境項目と財政項目を足したものが、DBO事業の総合評価でいう5対5と一緒にの考え方ということでよろしいですか。

委員： はい。環境と言いながら、実際はというとお金のことも含んでいます。だから財政項目、環境項目でという言い方ではなくて、コスト的な部分と非コスト的な部分という読み方で考えていただいたら、DBOの考え方との整合性も取れるのではないかなと思います。

委員： ありがとうございます。B案で賛成です。

委員： 私もB案がよろしいと思います。

会長： 皆様B案でよろしいですか。先ほどの参考資料6を見ると、A案は財政点のみで50%を占めており、参考資料6の他市事例と比較しても突出して高い割合に見えますが、いかがですか。

委員一同： B案がよいです。

会長： それでは、B案にさせていただきますように、よろしくお願いいたします。ほかには何かご意見はありませんでしょうか。

委員： この客観評価のところは機械的に出るのですが、主観評価の部分については、例えば、この項目は3です、5ですと決めるのは、委員の合議であり、平均ではないという理解でよろしいですか。

事務局： 事前に仮の評価をしていただいた上で、それを確認していただきながら、合議で最終の評価を決めていただくことを想定しています。
それにつきまして、今よろしければ、ご承認いただけますでしょうか。

会長： では、これに関しましてご意見はございますか。各自採点をしてきますが、合議で最終的な点数を決めるということです。よろしいですか。

委員一同： 異議なし。

会長： ほかにはいかがですか。

委員一同： 特になし。

会長： それでは事務局は、B案で進めるということと、先ほどの1者のときの配点のところを加筆いただくということ。主にはそれら2点でしたので、今回のご意見を踏まえまして、事務局で各資料の修正を行ったものを、委員の皆様でご確認の上、手続きを進めていただくことで、どうぞよろしくお願いいたします。

< 5. その他 >

会長： それでは、最後になりますが、「その他」の連絡事項として、事務局から何かありますか。

事務局： 本日はご意見・ご審議を賜り、ありがとうございました。
事務局より連絡事項といたしまして、今後のスケジュールをご報告いたします。
提案募集要項につきましては、委員の皆様にご確認をいただいた上で、7月22日に公表し、10月25日までESCO提案書の受付を行った上で、11月29日に第2回審査

会を開催し、プレゼンテーション審査を実施いただく予定としておりますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

なお、事業者が多い場合につきましては、12月2日を予備日としております。

また、本日の会議録につきましては、事務局で案を作成した上で、各委員の皆様にご確認いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

<閉会>

会長： それでは、第1回審査会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。
本日はお疲れ様でございました。

以 上